

それから、私に御指名をいただけなかつたので一つだけ申し上げたいのは、アメリカからT P Pに入るといふことは言われておりませんし、アメリカ自身がT P Pに入るかどうか、今の議会のねじれ状況の中ではわからないですよ。それは先生も御了解のとおりだと思ひます。

○阿部委員 まさに今、前原さん、いい答弁をしてくださいましたよ。アメリカ力だつて議者とけんけんがくぐくやっているんですよ。日本みたいに開国フォーラムをやつて踊っている場合じゃないんですよ。この議会で、本場に大事なT P Pの審議をもつとやつてほしいですよ。社会が変わる、構造が変わる、雇用が変わる、農業が変わる、ルールが変わるんですよ。これくらいのことなのに、私は、だから安易に言うなとくきを刺したいだけです。

引き続いて、年金の問題に行きます。年金は、先ほど来、加藤議員が御質疑でありましたが、これは特に委員長によく見ていただきたいんですけど、何が起ころうとしているか。三枚目です。

いわゆる主婦であつた方が、夫が仕事をかわつて国民年金の二号になつたけれども、主婦の方は何らかの理由で三号被保険者という幽霊なんですよ、これは。夫が二号であつて初めて三号というのはあるんですよ、そういう状態になつた。そのときに、何十年かたつて、その間保険料を納めていなくて、歳定のときにわかつた。そうしたら、実は、ずうつと保険料を納めていない人も、正直にその時点で、夫が仕事をやめた時点で切りかえた人も同じ年金額になつちゃうということですよ。

何十年も皆々と保険料を納めた人と納めなかつた人がなぜ同じなのか。それを救済策とか勝手な運用三号とかいふけれども、はっきり言つて藍川三号ですよ。こんなものを、みんなが納めなきゃいけないと一生懸命国民は一万五千円、少ない給付の中からだつて納めているんですよ。納めなかつてもらえるんだつたらみんな納めませんよ。そ

のモラルハザードが大変に信頼を損なうものだからですよ。この藍川三号、運用三号、だれが決めたか。厚生労働大臣の細川さんですか。

そして、お二人に伺います。特に枝野さん。先ほど、三月二十九日にこれが年金検討委員会で行われて、その後、十二月十四日まで、一回も行われていないんですよ。一回も、議事はなんか見だつて出していないんです。どこで論議されましたか。だれが決めたか。だれが決めたかわからない。それが責任とるのかわからない、法律にもつとらない。本場にまじめな国民を愚弄する。

細川さんには、あなたが決定権者ですか。枝野さんには、本場にこれ、年金記録の回復委員会なんかで一回もないんですよ。どこで見るとですか。お願いします。

○中井委員長 細川さんと枝野君二人にお答えいただきます。時間がありませんから、簡単に明確に。

○細川國務大臣 これは、昨年の三月二十九日、その日に、当時の大臣の方から、こういう形でやりたいと、こういう大枠のことを年金回復委員会の方に諮りまして、そして、年金回復委員会の方では、これは後意でそれを、いいだろう、こういうことになりました。そこで大枠が決定されたわけですよ。それから、日本年金機構とそれから年金局の方でいろいろと準備をしてまいりまして、そして、大体準備ができたところで、それではないつ通知を出すかということが、十一月の十五日ですが、そういうところでその了解をということですが、そのときに課長通知で出したということでございます。それは当初から決めたことを通知で出したことでもあります。

○中井委員長 それで結構です。(発言する者あり) いやいや、言わないと時間がある。

○枝野國務大臣 先ほどの加藤議員に対する答弁がもし誤解を与えたらお詫びを申し上げますが、どうも、だれも知らないところで全部決まったのではないかというようなニュアンスでしたので、昨年の昨と十二月と、公開されているところでも

議論をしていますということをお申し上げたので、もし誤解があつたらお詫び申し上げます。

○阿部委員 さつきの、もし長官さんがお決めになつたんだつたら、長官さんに参考人として来ていただきたい。今、これが問題になつていられるんですから。このまま運用していいの。本場に藍川三号になりますから、委員長に、参考人として長官前厚生労働大臣をお呼びして、終わらせていただきます。

○中井委員長 理事会で協議します。これにて阿部君の質疑は終了いたしました。

次に、浅尾委員 本日は、菅内閣の根本姿勢というところでありますので、冒頭、この間、菅総理大臣がおっしゃつてきたことについて、ちよつと通告はしておりますけれども、わかりやすい話でありますので、質問をさせていただきます。

民主党は、マニフェストで国家公務員人件費二割カットということをおっしゃつておられます。

その中で、まず本来であればトップから、随分り始めよということでありまして、本来であれば、総理大臣は、公務員全体が二割ならトップはもつと給与削減をされるのが筋ではないかと思ひますが、この間の人事院勧告を受けて、菅総理のお給料は、二百六十万円が、私の理解が正確であれば、五千万円減つた。二百六十万円に対して五千万円というのは、〇・二五%に満たないということでありまして、そのことを同僚の補選議員が総理に質疑をいたしましたところ、二割カットしますということに総理は答弁されたわけでありまして、直後に枝野官房長官の記者会見で、それは決意を示しただけだということ、五千万円のままになつてい

国民は、やはりトップリーダーの決意、言葉とこの間、菅総理の答弁を聞かれました。菅総理の答弁は、御自身が決断すれば他の人のことについてはできるわけですが、菅総理は、二百六十万に対して五千万の引き下げだけではないかというふう

思われるかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 これは補選議員のときにも申し上げましたが、閣僚の給与はかなり前の内閣の時代から一割はカットしております。しかし、私も、例えば現在我が党でも、国会議員の歳費、御党もいろいろ議論という提案がありますけれども、これについても、一割を削減するという方向で今の方で集約が進んでおります。そういう意味で、時期をそんなに延ばす気はありませんけれども、閣僚については、現在の二割カットではなくて、さらに踏み込んだ形はとるということはお約束いたしました。

時期については、他の法案との関係で考えておりますが、そんなに、一年先とか半年先という二とを考へているわけはありません。もつと早い時期に、そういった関連するものとあわせて提案をした、あるいは実行したい、こう思つております。

○浅尾委員 自主的に返納するということですか、すぐにでもできると思ひますので、それはさつさとおやりいただきたいということをお申し上げたいと思ひます。

それでは、通告しております質問に移らせていただきます。

前回の税と社会保障についての集中審議の際にも申し上げさせていたしまして、その後、私自身もいろいろと勉強をいたしました。勉強いたしました結果、国税庁が持っているデータを厚生労働省あるいはその所管の団体を持っていることによつて、かなりの年金の保険料、そして健康保険の保険料が徴収できていないということが明らかになりました。

この予算委員会でも、第三号被保険者の記録不整合問題というのがいろいろ議論をされておりますが、基本的には、データが整備されてないというふうな感じがいたします。そのためには、税人庁を早くつくつた方がいいと思ひますし、それから共通

いろいろな調査をやっています。そこで、特に法令上決まっています調査をできるというものがあるならば、それは提供しているんですね。そうじゃなく、特に法律上のものについては、基本的には守秘義務にかかるという判断をさせていたたいです。

○浅尾委員 今のお話ですと、政治の決断というところになってくるとはなにかと、私が申し上げているのは、歳入庁はみんなの党としてもつくるべきだという立場でありますが、なかなかこれは、民主党は二年前の衆議院選挙で、歳入庁をつくるという公約で掲げておりましたが、まだ進んでいない。進んでいない中で、法人のデータ、要するに、幾らその法人が利益を上げていくとかなんとかということを年金機構に渡せとよっているわけではなくて、どこに法人がありますよと。法人は、法人はすべて厚生年金に加入しなきゃいかめと書いてあるわけですか、どこどこに法人がある、法人の名前と住所くらいは渡せるんじゃないですか。それも守秘義務に反するという立場で、財務大臣としては渡せないということですか。

○野田国務大臣 いわゆる税務当局の立場から、こういうことができますよ、守秘義務も、こういうのがあっても大丈夫ですかという立場じゃありません、これは、逆に言うと、厚労省から、厚生年金未加入事業所の加入促進のために例えばどんな情報が必要なんだということがある中で、何ができるかということはあるかもしれませんが、こちらからどんな提供するという性質のものでありませぬ。

○浅尾委員 そうだとすると、細川厚生労働大臣から、本当はこれは菅総理が両省庁の上いらっしやるから菅総理の決断で、全国の法人の住所と名前だけ厚労省に渡して、厚労省から年金機構に、そのデータを使って未加入法人のところには足を運んで加入してくださいと言えれば済む話ですから、それくらいやられたらいいですか。

○細川国務大臣 厚生労働の関係からいえば、そ

れは、的確に厚生年金の方にしっかりと入っている方を把握できるようにしていただければいいだろうというふうな思っております。

今は、雇用保険の適用事業所とかあるのは帝國データバンクとか、そういうようなところの資料をもとに、いろいろ調査をしながら加入を助めている、こういうところでございます。

○浅尾委員 帝國データバンクは民間ですよ。国税庁の持っているデータの方がちゃんとしたデータだと思えます。しかも、私が申し上げているのは住所と法人名だけ。では、細川大臣、野田財務大臣にぜひ下さいとこの場でおっしゃればいいじゃないですか。

○細川国務大臣 私の方は、先ほども申し上げたように、的確に厚生年金に入っていたかどうかという情報はいただきたいたいというふうな思っております。そのことを申し上げたいというふうな思っています。

○浅尾委員 申し上げたいということは、先ほどの野田財務大臣の御答弁ですと、厚労省からそういう要求があつた段階でそれを出せるか出せないか検討をするということでしたから、強り返しになりますけれども、全国の法人の住所と名前をぜひ下さいという要求をされるのかどうか、その確認だけしたいと思えます。

○細川国務大臣 それでは、私の方から、財務大臣の方に検討をいただくとお願いをしたいと思えます。

○浅尾委員 では、今の議論を踏まえて、菅総理、ぜひ総理大臣としても、財務省にそのデータを厚労省に渡すように指導していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣 私も歳入庁については浅尾議員と、同じ党におられたときから、結構いいましようか、前向きに取り進んできた一人であつたと自覚をいたしております。それは国税と社会保障だけでなくて、私は、地方税についても場合によっては同じような問題もあり得るのではないかと思っております。

そういう中で、今の両大臣の議論、浅尾議員の提案もあつて、実態的な面での一つの前進を認めるかどうかの提案であつたと思っております。いろいろな経緯とかがあることは私も承知しておりますが、国民の皆さんにとつて透明性の高い形で、合理的な形でそういうことが進むように、私の方からもフォローしてまいります、こう思っております。

○浅尾委員 時間が参りましたので終えますけれども、歳入庁ができるまでの間、共有できる情報も、当然のことでありませぬけれども、政府の各首の中で共有していただきますようにお願いをいたしまして、質問を終わります。

○中井委員長 これにて浅尾君の質疑は終了いたしました。

○中井委員長 これより、一般的質疑を行います。質疑の申し出がありますので、これを許します。鴨下 一郎君。

○鴨下委員 一般質疑の積み残し十五分、これについて質問をさせていただきますが、まず委員長に申し上げます。

一つは、この統一見解を出してください、これが出るまで私は質問を留保いたします、こういうふうな申し上げました。そして、その統一見解については、いわば委員長が、わかつた、こういうようなことでありましたから、統一見解が出たかどうかについて、まず質問をいたします。

○中井委員長 この間、鴨下さんの質疑に対して、お話しのようなことを申し上げました。そして、十五日に両大臣間でおまとめいただいた現在の内閣の考えについて、きょう御党の加藤氏の質疑の中で提出がなされたところを知りたしてあります。

○鴨下委員 加藤委員のときにつきましたは、ここにそのペーパーがありますけれども、これは私が申し上げた趣旨とは違います。私が申し上げたのは、今進んでいる厚生労働省の救済のスキーム、これについて政府としてやるのかやらないのか、そして、これから監視委員会が動くそうであるけれども、その中で、いわば総務省、厚労省、この二つの間で意見の調整をして、菅内閣としてこの救済をやるのかやらないのか、この結論を出してください、こういうふうな申し上げたんですから、これが統一見解なんて、全く違う、こういうようなことを、委員長、わかつた上で申し上げます。

この質問を私がする限りは、この統一見解が出たから話をしますと、余計があつたわけでありまして、約四日間あつた、この中で結論をしっかりと出してください、こういうことを申し上げた。だから、それを前提に今質問をしているわけでありませぬ。しっかりと委員長との差配のもとに統一見解を出すように、ぜひよろしくお願いたします。

○中井委員長 非力な委員長でございますことに恐縮ですが、総務省における監視委員会は本日開かれるというのを決められておるようでございます。そこで結論が出るということであるならば、その結論をもとに総務大臣と厚労大臣で近々結論が出てこようかと思えますが、この委員会はまだ議論が続くやに私どもは総務大臣から報告を受けております。したがって、現行、二十五日の夕刻、これが一番ぎりぎりの時点で両大臣でお話し合いをいただいております。そして、よりよい制度になるために御努力をいただきたいと思えます。

○鴨下委員 委員長は事の重大さをだんだんわかつてきたんだけれども、このペーパーが本当に、今進んでいる救済策、これをとめることにするののか、このままたとえモラルハザードがあつても進めるのか、こういうことについての、いわば政治というのは決断ですから、どっちにしたってつらい。どっちにしたってつらいんだけれども、それを政治の責任のもとにやるかやらないか、このことを決めない限り、国民は迷うだけ。どっち

にしていんだかわからない。

だから、それをせひ、委員長は、結論を出すと言っているんだから、この予算委員会というのは、例えば国民年金の基礎年金の三分の二から二分の一にするために二兆五千億を計上しているんですよ。全く予算の問題なんです、これは。だから、この問題についての結論をしっかりと出して下さい。

どっちでもいいんだよ、どっちでも。どっちでもいいんですよ。救済をしっかりとするという話で管内閣が言うんだしたら、それはそれで結構。それから、ルールをきちんとして、残念ながら今三号被保険者のままでいた、そういうような人たちは、これはルールに従ってやるんですよという結論を出すのも、それは結構。

だけれども、これは衆議院の予算委員会、もういよいよ大詰めになっているようでありますから、そういう中で、委員長の責任において出してくれるという話だったじゃないですか。

○中井委員長 その点については、細川厚労大臣から答弁をいたさせます。

○細川國務大臣 これについての私の考えを申し上げたいと思います。

本件への今後の対応につきましては、二月二十五日に総務大臣とで整理をいたしました七つの点を踏まえまして、厚生労働大臣に助言を行う立場にある年金回復委員会に意見を求めるとともに、年金事業の実施状況等について総務大臣に意見を述べた立川にある総務省の年金業務監視委員会の見解を踏まえつつ、総務大臣と私、厚生労働大臣の協議で厚生大臣が決定をする、こういう方針となっております。

○中井委員長 ちよつと待って、細川君。それは結構ですが、要は、民主党内閣として救済の方向でやっていくというのは間違いないんですか。(鴨下委員) そう、それがポイントと呼ぶそうでしょう。そうなんですか。

はい、答えてください。

○細川國務大臣 これについては、昨年三月、

厚生労働省といたしましては、救済を中心に行っていく、そういう方針を決めたところでございませう。ただ……

○中井委員長 はい、ちよつととめて。

片山さん、この基本方針に対して、総務省としてあるいは監視委員会として異議が現在出ているのかどうかについてお答えください。

○片山國務大臣 救済の必要があるということはそのとおりだろうと思うんです。その際に、救済の仕方によって新たな不公平が生じる可能性があらしたがつて、その不公平をできるだけ最小限にする、それにはどうすることが必要なのか。それで、とりあえず留保をしてしばらく調査をして、ある程度時間がかりますけれども、厚生労働省の方で結論を得ようというのが両大臣の協議の結果であります。

○鴨下委員 では、あの二十四日の留保というのは一体どういう位置づけなんですか。留保をして立ちどまってるって、もし監視委員会の方でやめるといふ話になったら、これは別令改訂になるわけでありまして、そもそもで言えは、これを法律事項でやらなかったということに大臣に対して大きな責任があるわけでありまして、百万人の人々を巻き込む、そういうことを課長連達でやられたということそのものだから問題があるわけですね。

ただ、それを、今度は不公平があるけれどもやるといふ結論だったら、それはそれでいいですよ。管内閣として火の粉をかぶったって救済するんだ、一つの見識だと思ふ。それをここできちんとして議論を出して、そしてそれからきちんと言葉にしていければ、あるいは着着するのだから知らないうちには、私としては、そういうふうな議論を出さなければ、ちよつととめて、それで、それができないうちは、これは予算の審議そのものがまだ不十分だ、こういうことでもあります。

○細川國務大臣 鴨下委員もよく御存じのとおり、これを救済していく、本庁は一号被保険者

だったものが、行政の不十分もあって三号被保険者として扱ってきたというのがあるわけなんですよ。そういうふうな扱ってきた、そして行政がそういうふうな扱ったことに、だから、これは救済もしなければいけない。例えば、三号被保険者として扱ってきた、もう年金受給が決まっています、今もらっている方もおられるわけですね。それを今、これを戻すのにも回復するということになれば、年金がもらえなくなったり、既にもらった年金を返してもらわなければいけない、こういうことになるから救済ということを決めたわけなんです。

ところが、総務省の方の年金業務委員会の方から、公平の見地からこれはおかしいのではないかと、こういう意見も出てまいりましたので、したがつて、ここで一度立ちどまって、そして留保しながらこれで決めていこう、総務大臣の意見も聞きながら協議をして決めていく、こういうことで統一見解として出させていただくわけでありまして、それは御理解をいただきたいと思ひます。

○中井委員長 片山総務大臣から、留保をしてなかつたということはないということについて答弁をお願いします。(発言する者あり) 御静聴に願ひます。

○片山國務大臣 最終的には厚労省で決められます。その際に、できる限り公平の視点を失わないような決め方をしたい、というのが年金業務監視委員会の考え方です。

したがって、これからその両方の要請ということも踏み合わせてどうやって決めていくかということですから、今直ちにどうされるのはちよつと無理だろうと私は思ひます。

○中井委員長 二月時点で法律になかったということについては、枝野内閣官房長官から答弁いたさせます。

○枝野國務大臣 今回の厚生労働省の対応につきましては、いろいろな御意見はあるかと思ひますが、現在の法律の運用のあり方の問題として対応することが可能な範囲であるというふうな認識をいたしておりますので、通達によって行ったこと

自体は、法律上の問題は生じないというふうな思っております。

○鴨下委員 統一見解、出ていないじゃないですか、委員長。

○中井委員長 出しているじゃないか。

○鴨下委員 だから、統一見解が出て、これから統一見解を出すという話でしょう。これは出ていません。

それで、監視委員会、きょうやるというんだけれども、私はこれじゃだめだよ。今、課題は残っている。質問はこれではできません。

○中井委員長 鴨下君、続けてください。質問を続けてください。御議論を願ひます。(発言する者あり)

鴨下君、質疑を続行してください。鴨下君、質疑を続行してください。(発言する者あり) 再三申し上げます。鴨下、部長、質疑を続行してください。

現行できる限りの対応をしてきたと私は考えております。これをもとに御質問願ひます。鴨下君。

鴨下君、時間が参ります。質疑を続行してください。(発言する者あり)

残念ながら、御質疑がございませぬ。これにて鴨下君の質疑は終了いたしました。以上をもちまして一般的質疑は終了いたしました。(発言する者あり)

この際、暫時休憩して、理事会を再開いたします。

午後二時四十五分休憩

午後五時九分開議

○中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま私に対する解任決議案が提出されました。

この際、暫時休憩いたします。

この際、暫時休憩いたします。

この際、暫時休憩いたします。

この際、暫時休憩いたします。

この際、暫時休憩いたします。

この際、暫時休憩いたします。

○石破委員 八割の国民がそう思っているということはよく御認識をいたさないと、国民に誠実に向き合う、それが熱議の国会なのでしよう。

これからは私も出しますよ。出しますが、私は、その前に、今の内閣というのは本当に国家を統治する資格を持っているのか、言いたくないが、そのように言わざるを得ない。

総理は極めて正直な方で、仮免内閣ということをお口にされました。私は聞き間違えかと思つたんですよ。初心者の間違えじゃないかと思つたんで、いいない路上に出ちゃいかぬのだ。初心者であれば、それは一人で出たついでですよ、皆軍マークつけていけば、だけれども、仮免というのはそうじゃないんだ。私は言葉じりをとらえるつもりはないけれども、総理がそのようにおっしゃつたということは、国民がどれだけ不安に思つたかということなのです。

そして、例えば三号被保険者、このお話、このことについて何で政府統一見解が出ないんだ。何で、このような人々を救済するということが法律によらずして、片の部長通達でできるんだ。これは法律違反、そのような疑いがきよりの総務省の会議でも出された。なぜこれが、このまま正しいということを言ひ張るのか。それが統治機構を無視している。そう言わないで、何で、これが一体何なのだとおっしゃるのか、私に思つておられます。

このことについて、なぜ政府統一見解が出ないのか。そして、何でこれが課長の、片の通達でできるのか。これが国民年金法の改正を伴わずして、なぜできるのか。こういう不公平感を温存したままで、制度というものは本当に水鏡をするのか。私はそれは思わない。国民が不公平だと思うような制度は、いかに開きしようと、これは水鏡をするものではない。このことが統治機構に対する認識の欠如、法治主義に対する認識の欠如、私を承りたい。

○菅内閣総理大臣 三号被保険者の問題については、私も今の状況についていろいろと聞くことをいたしました。その上で、私は、厚生労働大臣を中心に総務大臣も交えて、これからしっかりと方向性を出すと、せんだつての予備委員会でも一たん保留したものでして、しっかりと方向性を出すと、きょうのことを、たしかきょう、それぞれの立場、どうふうに理解して、きょうですか、申し上げたというふうな理解をしています。

この問題、大変重要でもありますが、ある意味、長年の運営、運用の中で生じた問題でもありますが、その中で、どうすべきかということ、もう一度、両大臣を中心に検討をさせているところでありませぬ。

○石破委員 これは、政府見解が統一見解などとは、私どもは思つていませんよ。私が総理にお尋ねをしたのは、これを決めるのが、何で法改正によらないで課長の通達によるのが正しいのかということをお聞きしています。こうするときに内閣法制局に意見を聞きましたか。これが法改正を伴わずにできるかということを確認されましたか。そして、これが問題になったときに、総務省は内閣法制局にこれを確認されましたか。事実のみお答えください。

○細川國務大臣 この運用二母につきましては、これは昨年の三月、当時の大臣によって、年金改革委員会の了解も得まして、そこで大枠の方向性を出して、そして準備を進めてきたところでございます。そして、十一月まで準備をいたしまして、そこで十二月の半ばごろに、一月一日から始めるという通知を出したわけでございませぬ。

こういう通知を出すことについて、こういう決め方について、法制局の方では、これについて法的には問題がない、問題はない、こういうことで了解を、了解というか、過去に確認をいたしておられます。

○石破委員 そうですか。法制局長官に確認したところ、法的に問題はないということなのです。その答は初めて承りました。いいです、法制局長官に参議院でただしませう。そうすると、法改正は必要ないということ、これから先もおやりになるのですね。これから先もこれをお続けになる。法制局長官は、法改正は必要ない、そういうふうにおっしゃる、それが内閣の方針である、厚生大臣、それで問題ないか。

○細川國務大臣 この点については、質問主意書が出てまいりました。その質問主意書の中で、その法的な見解についても法制局と御相談いたしました。法的には問題ない、こういう御答をさせていたしておられます。

○石破委員 それは質問の答弁とはそこがあるよです。それ、いいですか、質問主意書に対する答弁で法制局長官もよいと、そう、それで、今、法改正は一切行わない、そういうことなのですね。それで問題ないか。

○細川國務大臣 質問の答弁につきましては、これは、事前に法制局には相談をしなかつた、こういうことでもありまして、その後、厚生労働省のつたことについては、法制局の方と相談をして、これが問題ないかどうかということを確認しましたら、そのことについては問題ない、こういう答弁を法制局の方からいただいております。

○石破委員 私は、事前に聞きましたかということをお聞きしたんです。今は、事前には聞いていない、質問主意書に対する答弁の中で相談をした、今後は法改正は一切行わないという答弁をなさいました。いいんです。それでよろしいということ、いいです。答弁は要りませぬ。

そこで、いいです。このことは参議院において徹底的にやります。今後、いいですか、参議院で徹底的にやらせていただきます。私が聞いたのは、こういうことをやる場合に、事前に法制局に確認をする、こういうことが本来内閣のあり得べきことではないですか。こういう人々を救済する、このことが課長通達でできるはずがない、ということ、普通ならばわかるはずだ。こんなことが通

達でできるはずがない。国民年金法の改正を伴わずして、このような決定ができると思わない。これがどが政治主導か。政治は官邸の専断というものをとめないのか。本当にそれが統治能力があるのかということをお尋ね申し上げている。これは、厚生労働大臣の責任は参議院においてきちんと明らかにします。どうか、きちんとした真摯な対応をいただきたい。それは、前厚生労働大臣も、諸君。先ほど、前厚生労働大臣がどうのこうのというお話をなさいました。それで、あんなに、突台も出ていた。それで、きちんとしたお話し上げておきたいと思ひます。

統治能力の欠如ということ、これは何度申し上げたことだけれども、尖閣に対する対応、だれも納得をしていない。あの保安官が見をし、いろいろな意見を述べている。このことについて、多くの国民が共感をしている。

いいですか、どんなに優秀な検事であっても、国民から選ばれていない、国民に責任を負われない、そのような者が外交の判断をしてよいはずがない。これは外交の判断になる、これは、前官房長官がお答えになったとおりであります。外交関係は処理する、ということに密接にかかわる、そういうふうにお答えをなさいました。それを、国民に責任を負われない、選挙で選ばれない、法務大臣が任命した検事がやっていると私は思われない、国民の多くも全く納得をしておられません。

そして、どんなに優秀な検事であっても、司法試験を優秀な成績で通つた検事であっても、たつた一日や三日の外務省のレクで、日中間の今後なんて判断できるはずはない。そういうような立場にもいない。そして、そういうような見識も有しない。だれもやめていませぬよ。もし検事がそんなことができるんなら、外務省なんか要らないんだから。そういうような人がやっていると、今でも正しい、今でも正しいというふうにおっしゃる。

そして、映像について全面的な公開をなさな

うことが明らかになっていながらもかわらず、なお続ける。高校の無償化だってそうでしょう、何で裕福な家庭にまでそれをやるのか。

私は、そういうものを切つていって、それこそ無駄の削減というものでしょう。予算の規模を縮小する、そして公債の発行金額を抑える、そして本当に重点的なところに投資をする。法人税減らしたというふうには全く思っていないですよ。

この後説明しますが、私どもの新しい予算の考え方、それは今申し上げたこと、そういうことに直すものだと思います。いいですか、どうやって金額を減らすか、公債を減らすか、無駄遣いを抑えるか。税制の抜本改革というのは急ぐはずですよ。

総理は、本日はマニフェストは見直すべきだと思っておられるのではないですか。なぜ九月ですか。衆議院任期の折り返し点だからですか。そんなことは国会の都合でしょう。国民生活にとつて、もっと予算を改めるべきだ、野党の主張も聞かすべきだ、そうおっしゃるのであれば、それこそ一緒に協議をすべきじゃないですか。だとすれば、予算案も成立するでしょう。

ましてや、関連法案をばらばらに採決するというのは一体何ですか、これは、どうしようもない入があるかわからず、予算案だけ通して参議院に審議をしろと。これは、一体どういふことなんですか。今までそんなことはありません。だとするならば……(発言する者あり)過去一回あったからいいというふうな話にはならぬですよ。本来あるべきではないということをおし上げています。

私たちは、本日に予算を通過しなければならぬ、財政の破綻は避けなければならぬ、本日に重点的な成長を促すような、そういうところに予算を回していくことが必要です。今、わからなくてやじっている人がいっぱいいるけれども、総理はわかかっておられるはずだ。本日はわかかっておられるはず。

理、思わないでくださいと。本日に必要だと思ふものであれば、党内に反対があつてもきちんと提示をしてください。党内に反対勢力がある、マニフェストを守るべきだ、消費税を上げることは絶対に許さない、無駄を削げば金は残らなくても出てくる、そういう人たちは御党に間違いなくいますね。神田だつてそうじゃないですか。今でも、グアムだ、テニアンだ、神田では知事選挙の候補者も出さなかった。公然と、グアムだのテニアンだの、そういうのを応援する方々もおられた。

総理、本来あるべき姿はこれだということを示してください。そして、国民にそれを訴えてください。我々は野党であつても、本日にそれが正しいものであればそれは応援しますよ。

何を恐れるのか。国家のために何をすべきかという、本日に菅さんの……(発言する者あり)回答がどうのこうのじゃありません。

総理のお声を聞きたい。私は、その総理のお答えをぜひお伺いしたい。

○中井委員長 菅直人内閣総理大臣、質問時間が来ているので、前席にお預けします。

○菅内閣総理大臣 大変、石破さんの方から、あの意味深いお話をいただいたと思つております。私もこの間の議論の中で、私なりにいろいろな罪咎について、短期だけではなく中長期のことも考えながら物事を進め、あるいは発言をしてきたつもりであります。

ります。

○石破委員 終わりますが、一刻の猶予もならぬ、その切迫感を感じて総理が一番よく御存じのはずだ。財務大臣をお務めであり厚生大臣をお務めであつた総理、御存じのはずでしょう。

何が大それたのか。民主党内のみならず野党に呼びかけ協議をする、そして、それができないのであれば、冒頭に世論調査の数字を申し上げました、国民が最後は判断します。主権者というのはそういうものです。主権者に対する恐れを私たちが持たねばならない。ぜひ総理にも持つていただきたい、そのことを申し上げて、質問を終わります。

○中井委員長 これにて石破君の質疑は終了しました。

次に、菅田君の質問。

○菅田委員 公明党の菅田君でございます。基本的質疑、一般的質疑、集中審議と、いろいろなお取り計らいいただきました。委員長にはいろいろおつたと思つたんですが、先週の日曜日以來の委員長の対応は、私はよくなかつたんじゃないかなと。そちらに菅総理、枝野官房長官いらっしゃるんですが、お二人が予算委員会の野党の理事をされたとき、私は与党理事で、枝野さんの言い分をほとんど丸のみしてしまいました。前原外務大臣と岡田幹事長が理事のときも、我々野党の言い分をしっかりと聞いて、できる限りの審議をしてきたことをよく覚えております。せっかく熟議の機会、そしてねじれている中で予算委員会ですから、私は、もう少し野党に配慮してこの締めくくり審議の設定等をやっていたら良かったなというところを、一言申し上げて、質問に入らせていただきます。

私は、生命これから努力していくというふうにはわかれていないんですが、昨年の三月二十九日の乍ら命記録回復委員会では、おおむね委員の皆さんが同意してくれて、こういうふうな運用、三号の手段をとつていくんだということは留意して決まっていたんだというふうな説明を受けているんですが、理事会でもそういう説明をいただきました。

急いで議事要旨をちよつとインターネットで調べてみたんですが、三月十九日の議事のところ「委員から以下の発言があつた」といって、三号被保険者問題で八個か九個の意見が概要だけ出ているんですけども、こんな意見ばかりですよ。「行政の不作為がある」と感じる。「理解はできず、納得はできない。不公平感がある。二現時点では妥協の確物と言わざるを得ず、すべてが納得される話ではない」という前提になっている。「天が健康のサラリーマンでなくなると、二号であつた方は一号になるための届出が必要であることを誰も教えてくれないといつた不備が一部残つている。そこで実務家の段階では、行政の不備が重なつたことによる問題への対応としては、混乱を避けることしかないと不安と不承不承提案している。まあ、了承したものを提案するというのは間違っているんじゃないかと思うんですが、働かぬ女性としては働かない人が受給することに不公平感があり納得はしていない。マスコミの報道の仕方次第では百三万円の扶養範囲の問題を助長させることになるのではないかと。何かこれを見ている限り、だれが賛成したんだというふうに見えるような議事要旨ですよ。委員会の方がまとめたんだというから、これをまず指摘しておきたいと思つます。

十二月十四日、副長通知を出す前にも、委員の方からこんな意見が出ていました。議事録で、「他の記録問題と違って制度そのものの問題であり質的に違う。これまで深刻に考えていなかった種があるのではないかと。これは真面目に扱つている人に対する背信行為と認識している」と明確

に委員が指摘しているんですね。

それに対して、委員長がどういふふうなまとめ方をされたか、「いろいろ意見はあると思うが、現時点で三号については不合理と云ってしまおうと取捨がつかなくなる可能性がある。今後、実務面からの提案の機会もあるの、その際に、実務面からお願いしたい。何か無理やり決めたいんじゃないですか、この運用三号というのは、大臣、実際はそうだったんじゃないですか。簡潔に。」

○細川国務大臣 三月十九日の年金回復委員会、その委員会に当時の大臣が、運用三号でこういうことでやりたい、こういう提案をさせていただいていろいろ意見聞いたわけでございます。そのときには、いろいろ御意見が出まされたけれども、しかし、その大臣の提案についてはそれは決まった。こういうことで回復委員会の方で進めていきたいと思います。

その回復委員会の中には日本年金機構の理事長などもおられて、そこで次は、それに向けて、ではどういふふうに進めていくか、実行していくかということ、年金局とそれから年金機構の方で準備を徐々に進めていきまして、そして、十二月二十四日の回復委員会に対して、大体準備もできた、それで、最終的に一月一日から実行に移したい、こういうことを回復委員会の方に提案をいたしまして、そこでいろいろと意見を聞いたわけでございます。そのときにも回復委員会の方では、それに対して委員会としての異議ということにはならず了解をされた。こういうようなことで進めた。そういうことを進めていったところでございます。

○富田委員 全然容弁になっていないんですけれども、こんなことを何度もやっていってもしようがないので。

おおむね理解されたと言っていますけれども、委員会に提出された「運用三号」に関する経緯等についてという文書が、これもインターネットで見られました。その中に、「今後の取組によっ

て生じる影響ということで、従来どおりの対応方針のもとで取り組みを進めた場合、次のような事態が想定されると、いづい、大変なことになるとわあつと申してあつて、ゴシツクのすごい大きな赤字で「年金事務所等に苦情等が一気に寄せられ、大量のトラブルの発生による混乱は不可避」と、わざわざでかかて書いてあるんです。

こんなものを見せられたら、委員はそれは大変だなと思うんじゃないですか。「この仕組みについてのとらえ方」という項には、「法令の規定通りの届出をした人からみると、公平性の面での批判がある。とわざわざ書いていながら、「運用三号」が最も現実的な対応策」と、これもまた思い大きな文字でわざわざ書いてあるんです。

だから、厚生労働省としては、この運用三号での取り扱いか今後やらないということじゃないんですか。大臣どうですか、それだけ答えてください。

○細川国務大臣 この運用三号につきましては、その後、総務省の方の年金業務監視委員会の方でもいろいろ御意見も出、そして、この予算委員会の中でも、質疑の中でいろいろな問題点なども出てまいりましたので、したがって、この扱いについては、今留保いたしております。

この点は大変難しく、それはもう委員も御承知のように、いわば善意の三号被保険者、この人たちを、本当は、一号被保険者であるけれども、行政の方が、三号被保険者として取り扱ってきたというところもあるわけなんです。そういう人に対して後から、いや、あなたは、一号被保険者であつたからこれまで年金を返してくれというようなこととはなかなか言えないのではないかと、そういう議論もあつた。

しかし、この委員会の中で、それは不公平じゃないか、まじめに一号として扱った人たちに對してはそれは不公平ではないかという御議論も出たわけではありますから、そこで今、先ほど申し上げたような結論にしているわけでございます。

○富田委員 全然容弁になっていないんですけれども、細川大臣の答弁を信用して、年金業務監視委員会の見解をしっかりと求めた上で総務大臣と協議して決定していただきたいと思つてます。

実は、この運用三号の職員向けQ&A集というのが、厚生労働省年金局事業管理課、日本年金機構国民年金部から出ているんですね。このQ&Aを見るとき、又つちやいますよ、はつきりして、今のような大臣の考え方で、ちゃんと意見聞いた上ではなりませんよ。

法改正をしてからやるべきじゃないかということの意見までは、ちょっと時間がないので、「この意見までは、モラルハザードを招くのではないかと」といふ更問がある。そこに、第三号被保険者としての生活実態がないにもかかわらず保険料を納付しなかつた期間について年金給付を認めるのは、モラルハザードを招く、とのご懸念は理解できます。

と、まともなことを書いた後、届出制度を熟知しながら確信的にそれを怠つて保険料の納付を免れた者に対して年金給付を行うようなことは、モラルハザードを招き、適当でないものと考えます。

この懸念だけお伝えしておきたいと思つて、次の四問に行きます。

江田法務大臣に、基本的質疑のときに通告しているながら質問できなかった点、取り調べの可視化について、残りの時間でちよつと御質問したいと思つてます。

先日、検察の任り方検討会議の方で、特捜部におけるその指針が出てきました。あれを見ていて、今ご何を考えているんだというふうな感じを素直に受けたんですが、村木元厚生労働省の局長が、検察の任り方検討会議、一月二十七日の検討会議に出て意見を述べたと言われましたよね。その全部はちよつとわからないんですが、報道によると、こんなことが書いてありました。

取り調べについて、セコンドもレフェリーもなしにリングに上げられるようなもの、せめてセコンドくらいはつけてほしいと、弁士十立ち会いの実現を訴えるとともに、取り調べの可視化を求めた。さらに、検察は軌道修正ができない組織と実感したと強調。事件に勝つという使命感だけではなく、真実を追求するという使命感を持ってほしいというふうに求めたというふうな報道がありました。

本日に就いて指摘だし、ずっと勾留されていた経緯を踏まえた大事な指摘だと思つてます。大臣は法曹の御出身です。こういったことももう本場に詳しいと思つてますが、可視化のあり方について、今、法務大臣としてどんなふうに対応的に考えているのか、手短かにちよつと教えてもらいたいと思つてます。

いは施設費とか、そういった今米軍に対して我々が提供しているものについて払うというのが基本的なものでございます。そして、それにプラスをとしてS.A.C.O.の経費、そしてまた米軍再編の経費というものがあつてございまして、米軍再編については今後そのロードマップを進めていくということであつて、そして、先ほど申し上げたようなホスト・ネーション・サポート、そしてまた特別協定に基づくものについては、五年間でそれをしつかりと戦略環境に合せて、そして、先ほど申し上げたとおり中身の使い方も変えますから、それで我々としては戦略的な判断でこれを五年間にしたということでありませぬ。

○菅井委員 説明になつていませんね。
総理 〇〇八年の特別協定に民主党は反対いたしました。だが、政権についた途端に態度を翻して、米軍再編の中心課題とされてきた普天間問題も決着がついていないし、全体像が見えていないのに、今後五年間も現行水準で出し続けることだけは合意したわけでありませぬ。これはおかしいんじゃないですか。

総理に聞いています。総理、締め締りですから。説明がありましたが、この十年あるいは最近の五年をとつても、日本を取り巻く安全保障の状況というのは、私は、従来以上に厳しさを増している、このように思つております。

そういう中で、在日米軍駐留経費の負担の総額について、この地域の平和や安定という重要な役割を果たしている、そういう認識のもとで現行水準を維持する、そういう考え方に立つたものであります。

○菅井委員 では、前回は反対したけれども今度は賛成したという、その理由を説明してください。
○前原国務大臣 先ほどお答えをいたしましたように、我々が反りをした理由については、ホスト・ネーション・サポートそのものに反対をしたわけではありませぬ。中身の使い道については改

善の余地があるということで、先ほど申し上げたように、燃費性のある人件費について多額に払うのはいかかものか、あるいは、光熱水料費というものについてはもっともと前約できるのではないかと、そういうものについて、我々は今回組み替えを行ったということでありまして、中身の改善を加えたということでありませぬ。

○菅井委員 あれこれいながら、莫大な負担が全部国民にかかってくるわけでありませぬ。
アメリカの同盟国の中で、米軍駐留経費負担では日本が一番前のいい国と、言われております。総理自身、野党時代にはそれをさんざん問題にされてこられました。情勢とかなんとかという問題じゃなくて、問題にしてきたのはあなたなんですか。

例えば、衆議院の安全保障委員会、日本のホスト・ネーション・サポートによつて総体的に非常に経済的にアメリカにとつて助かっている、そのことが特に沖縄における基地のより強い固定化につながつていて、その主要部隊の海兵隊は沖縄に要らない、そういう形で、このホスト・ネーション・サポート、思いやり予算について追及してきたのは総理ですよ。

ところが、政権交代後も、在日米軍駐留経費の総額はふえ続ける、日本側の負担割合の高さにもメスが入らない、野党のときにおかしいと、言つていた外務大臣も、与党になつたら、これはいいんですよ、総理、おかしいと思ひませぬか。こういう中身をきつと止すべきじゃありませんか。

○菅内閣総理大臣 先ほど申し上げましたけれども、日本を取り巻く安全保障の環境というのは大変厳しいものがあります。今回、防衛大綱の見直しも行いましたが、同時に日米安保五十年を迎えましたけれども、日米同盟が我が国及びアジア太平洋地域にある種の平和と安定をもたらしている、そういうふうな認識をし、またその効果は、我が国ばかりではなく、この地域の多くの国々に

とつての公共財的な意味をも持つている。そういうことを考えた中で、こうした形のホスト・ネーション・サポートについての対応をしているところですよ。

○菅井委員 当時、野党時代に総理が追及したときにも、安全保障環境がいろいろあるということにはわかつていて、しかし、このあり方は問題だと言つてきたんですよ。アメリカがさうとあり、あるいは負担だけの思いやり予算をカバーするということじゃなくて、私たち自身が、一つの徐を持ってすり合わせるものが問われているというふうな、厳しく追及したのは、当時、総理、野党時代やつてきた。

この際、アメリカにはつきり物を言つて、米年度予算についても、思いやり予算を初めとして米軍支援費は全額削減する。そして、後らしが大変なものですから、中小企業は大変なものですから、緊急保証も復活するということも含めて、延長するということも含めて、きちつと組み替へすべきだということを強く求めて、質問を終わります。

○中井委員 これにて菅井君の質問は終了いたしました。
次に、阿部知子君。
○阿部委員 社会民主党の阿部知子です。私に与えていただいた時間は十分でございます。御答弁は端的にお願ひいたします。

私は、この政権の役割というのは、国民が具体的に本当にほつとできることを、つでも着実にやつていくことだと思ひます。その意味で、きょう議論になつております運用三号年金問題は、それと全く逆さだと思ひます。
冒頭、一問お願ひいたします。
お手元に、年金記録に関する政府の統一見解のブロセス、これは私が勝手につくつたのですが、ここにおいて、菅総理にお願いいたします。まだ統一見解は出ておりませぬよねというのが一問です。それから、これでいいでしょうか、統一見解のブロセス、こういうふうなことを考えてよろしゅうございませぬか。総理、どうでしょう。

では、枝野さん。
○枝野国務大臣 先ほどの菅井のときにも厚生労働大臣からお答えいたしましたとおり、現時点での統一見解をお示しさせていただきました。そして、この後、年金記録監視委員会等の意見も踏まえた上でどういった対応をしていくのかということについては、現時点の統一見解は出ておりますが、さらに検討を進めていく、こういうこととございませぬ。

○阿部委員 現時点の統一見解というのは、厚生労働大臣が適切な結論を出すということだけで、それを厚生労働大臣と総務大臣のお名前を出しただけなんですか。総務大臣と厚生労働大臣、おのおのその下に年金記録回復委員会と年金記録監視委員会があつて、そこから異中とか意見が上つて、総務大臣から報告されて、そこから厚生労働大臣がお決めたやつで政府に上げるというのが統一見解のブロセスじゃないですか。

私はきょう時間がないので、委員長は、統一見解が出たら菅井さんの質疑をやると言つたんですよ。でも、統一見解は出ていないんですよ。今は、両大臣が相談しようよ。こんな統一見解でも何でもないですよ。当たり前というんですよ。そういうのは、
その上でお願ひいたしますが、今度は細川大臣、お願ひいたします。

細川大臣は、私の質問主意書に關しても、運用三号は法改正の必要もないし、認識しなかつたし、この間、法制局に聞いてもなかつたというふうなことを、簡略に言つたとおつしやいました。きょうも年金記録監視委員会の議論があつたことは御存じでしょうが、この中では、やはり法改正が必要だという声が強つてございませぬ。これは、もつとときに行われたものでございませぬ。
そうすると、この右側では法改正が必要だといふ意見が出て、厚生労働大臣は今もつて、法改正は必要ない、お手盛り成定で、運用で、監用でよろしいと言つておられるわけですね。こんなもの統一

第百七十七回国会 厚生労働委員会 議 録 第 二 号

平成二十三年三月二日(水曜日)

午後二時一分開議
出席委員

委員長 牧 義夫君
理事 郡 和子君 理事 中根 康浩君
理事 藤田 一枝君 理事 楠木 道義君
理事 渡辺 周君
青木 愛君 石毛 鏡子君
石森 久嗣君 稲富 修二君
大西 健介君 岡本 充功君
上杉 仁美君 小宮山洋子君
斎藤 進君 空本 誠喜君
田中美絵子君 竹田 光明君
玉木 朝子君 長尾 敬君
仁木 博文君 初鹿 明博君
樋口 俊一君 平山 泰朗君
福田衣里子君 三宅 与子君
宮崎 岳志君 山口 和之君
山崎 厚耶君 吉田 純彦君

厚生労働大臣 細川 律夫君
厚生労働副大臣 小宮山洋子君
厚生労働副大臣 大塚 川平君
厚生労働大臣政務官 岡本 充功君
厚生労働大臣政務官 小林 正夫君
政府参考人 (文部科学省スポーツ・青少年局長) 有松 育子君
政府参考人 (厚生労働省労働基準局長) 金子 順一君
政府参考人 (厚生労働省労働基準局安) 平野 良雄君
政府参考人 (厚生労働省労働基準局長) 尾澤 英夫君
政府参考人 (厚生労働省労働基準局長) 佐藤 治君
厚生労働委員会専門員

委員の異動
三月二日
石森 久嗣君 補欠選任
空本 誠喜君
同日 辞任
空本 誠喜君 補欠選任
石森 久嗣君

本日会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件
厚生労働関係の基本施策に関する件
二月二十四日
平成二十三年度における子ども手当の支給等に
関する法律案(内閣提出第九号)は本委員会に付託
された。

○牧委員長 これより会議を開きます。
開会に先立ちまして、自由民主党・無所属の
会、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合
及びみんなの党所属委員に対し御出席を要請いた
しましたが、御出席が得られません。
再度理事をして御出席を要請いたさせますの
で、しばらくお待ちください。
〔速記中止〕
〔委員長退席、郡委員長代理首席席〕
〔委員長代理退席、委員長首席席〕
○牧委員長 速記を起してください。
理事をして再度御出席を要請いたさせました
が、自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産
党、社会民主党・市民連合及びみんなの党所属委
員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進

めします。
厚生労働関係の基本施策に関する件について調
査を進めます。
この際、お諮りいたします。
〔異議なしと認めます。よって、そ
のように決しました。〕

○牧委員長 貴席の申し出がありますので、順次
これを許します。中根康浩君。
○中根委員 民主党の申し出です。
初めに、大臣にお伺いいたします。
いわゆる運用三号、正確な情報、状況、これを
国民の皆様に、あるいは傍聴席にいらつしやるマ
スコミを通じて国民の皆様にきちんとお伝えをす
る必要があるかと思ひます。国会で議論にも
なっておりますけれども、そもそもこの件が問題
になった経緯はどのようなものか、御説明をお願
いいたします。
○細川國務大臣 中根委員にお答えいたします。
いわゆる運用三号の件で、今、いろいろと国会
でも問題になっております。そのことについて、
まず御説明を申し上げます。
第三号被保険者の記録不整合問題は、昭和六十
一年四月に第三号被保険者制度が創設されました
ことに端を発しております。
この制度におきましては、被保険者に届け出養
務があり、届け出によつて年金受給権を得るもの

となつております。しかし、被保険者自身がこの
種別変更届の届け出を行つていなかったこと、そ
してまた、制度の周知徹底や、届け出漏れがあつ
た場合の旧社保の対応が不徹底であつたこと、
また、裁定請求時に旧社会保険庁が配偶者記録と
の照合作業等の事務を的確に行つていなかったこ
となどに起因をして、この記録不整合が生じてい
るところでございます。
この問題の対策者は相当多数の人数に及ぶとい
う可能性がありまして、既に年金を受給している
方の記録を訂正する場合には年金の減額等の影響
が出るほか、保険料をさかのぼつて納付すること
を認める場合でも、能力が十分でなければ年金の
減額等の影響が出るということが想定をされてま
す。このため、この問題が、昨年度に旧社会保険
庁職員に対して行ったアンケート調査で明らかにな
りました。その後、厚生労働省内で対処法を審
討いたしました。昨年三月二十九日にこの運用三号に
よる対応を決定いたしましたところでございます。
○中根委員 細川大臣は、法改正も遅滞に入ら
ないような旨を発言されておられますが、今後
どのように対処されていかれるおつもりか、これ
もまた、わかりやすく御説明をお願いいたしま
す。

○細川國務大臣 先ほどの件に続きまして、三月
の二十九日に運用三号の対応を決定したと申し上
げましたけれども、その後、ことしの一月、日か
らこの運用三号の対応を開始いたしましたけれども、
その妥当性につきまして、総務省の年金業務
監視委員会によつていろいろな意見が提示され
まして、また、衆議院の予算委員会でもいろいろ
な指摘を受けまして、二月二十四日に運用三号
の対応を留保しているところでございます。いま
すが、それが、先ほどに述べた経過であります。

今御質問がありましたように、それでは今後どのような対応をしていくのか、こういう御質問でございませうけれども、不整合な第三号被保険者期間を有する方は、先ほども申し上げましたように多岐にわたるものと考えており、仮に従来どおりの取り扱いはした場合、既に受け取られていた年金が減ってしまうなど、多くの年金受給権者や被保険者に不測の不利を生じさせるということ、年金制度に対する国民の信頼を損ねるということにもなりかねないと考えています。そのため、先ほども申し上げましたいわゆる運用三号による措置を講じまして、国民の皆さんに大きな負担を強いることがないようにしたものでございます。

今後の対応につきましては、二月二十五日、片山総務大臣と私の方で整理をいたしました七つの点を踏まえまして、厚生労働大臣に助言を行うという立場にありますが、年金記録回復委員会意見書と求めるとともに、年金業務の実施状況について総務大臣に意見を述べた立場にある年金業務監視委員会の見解を求めつつ、総務大臣と協議して私が決意をする、こういうことになっていくところでございます。

それで、不整合な第三号被保険者期間を有する方にさまざまなケースもございまして、いろいろなことが想定をされますので、今後の対応をどう決定するかということについては大変難しい面がございまして、したがって、今後の対応としては、法改正とか、あるいは運用三号通知の廃止というようなものも選択肢の一つとして検討して、適切な結論を出したい、このように考えております。

○中根委員 無年金の方や低年金の方を少しでも解消したいという思いで取り組まれておられるということであると思いますが、いずれにいたしましても、大切なことは、公平性、公平感あるいは納得感、こういったものをきちんと確保しながら、多くの方にかかわることでございますので、大臣の指導力のもとに、まさに適切な御判断を

していただけますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、年金のことについて触れてまいりたいと思っております。特別障害給付金、平成十六年に法律が成立いたしまして、平成十七年四月から施行されている。年金を受給できない障害者が生ずる四つの主な事情のうち、当時、学生と主婦を支給対象として、特別障害給付金という形で一定の救済をしたというところでございますが、言いかえると、残りの三つの類型につきましては債権残された状態になっている。そのときの法律の附則にも、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする、というふうな定められております。

残りの二つの類型、国籍要件撤廃前の外国人無年金障害者、それからもう一つの、四つ目の類型の中の例えば夜間、定時制、通信制の学校に通う学生、こういったさまざまなものがあるんですけども、この債権残された類型に対して特別障害給付金を支給するというような、つまりは、附則に書かれたような検討がこれまで具体的になされてきたのかどうか、あるいは今後どのように検討していくおつもりなのかというように、とを御説明いただきたいと思っております。

○大塚副大臣 御質問ありがとうございます。今、年金制度のいわばはざまにある方々に対してどのような対応をしているかという御下問であつたかと思っております。二つ御下問をいただきましたが、まず、夜間、通信の学生であつた皆様方に関して申し上げますと、もとより、特別障害給付金制度というものは、国民年金制度が、当初は一部の方を加え対象外としたために、徐々にこの対象を拡大してきたという発展過程において、任意加入をしなかった期間に障害を負ったために障害年金を受給していない方々に対して、福祉的措置として給付を行うものとして創設されたものであります。

今御下問のありました夜間、通信の学生であつた皆様方については、国民年金の発足当初から強制加入の対象とされておりましたことから、特別障害給付金の支給対象とはなっておりません。しかし、今申し上げましたように、国民年金制度の発足当初から強制加入の対象となっておりまして、そういう意味では、その範囲内においてカバーされているという考え方もできようかというふうに思います。

また、もう一つ御下問のありました、国籍要件があつたために、そのはざまの対象として考えられる在日外国人の中で障害を持っておられる皆様方でありまして、国民年金においては、かつては外国人を適用対象外としておりましたが、御承知のとおり、一九八一年に難民条約を批准する際に、法改正によって国籍要件の撤廃がなされました。しかし、その効力は将来に向かって発揮されるというものでありますので、その旨は改正法の附則第五項において明記をされております。

したがって、一定年齢以上の外国人の方々が障害基礎年金などを受給できず、今御指摘のような問題を抱えているというケースもあつたので、こうした方々に対する福祉的措置については、特別障害給付金法附則第二号の検討規定の趣旨なども踏まえていくことが重要ということでありま

政府としても、無年金の外国人障害者の方々の状況を把握したり、超党派による無年金障害者問題を考える議員連盟の総会へ参加などをさせていた。たまたまして、今後とも、立法府その他の関係者の皆様方の御議論も踏まえつつ、今御指摘のあつた附則への対応を可能な範囲で図つてまいりたいというふうな考えであります。

○中根委員 今も御説明があつたんですが、やはり返しになりますけれども、平成二年四月以前に初診日のある学生、昼間の学生は任意加入、この場合にもし未納であつた場合は無年金になる、しかし、特別障害給付金で救済をするということになるんですが、夜間の学生であつた方は強制加入の

対象者、この方が未加入であると無年金になる。そして、現状では特別障害給付金の支給対象にはならない。昼間の学生と夜間の学生で大きな違いがある。

国会議員さんかであるという調べてもらつて、当時、夜間の学生が強制加入であつたということがどれほど周知されていたかをいろいろ調べてみたんですが、唯、三重県津市の市政便りみたいなものが出てまいりまして、これを見ると、学生は任意加入ということが書いてあつて、平成二年四月からは強制適用になりますよというふうな書いてあつて、夜間の学生はどうかとか、定時制は、通信制はどうかというところは一切記載されていないんですね。恐らくほかの自治体でも同じようなことだろうと思つております。

夜間の学生は強制加入であつた、平成二年四月から強制加入になるんだということが果たして行政としてどれほど周知されていたかということはいえ、かなり疑問符をつけざるを得ないだろうというふうな思いますので、こゝは、御本人、御家族の意向というかミスということではなくて、むしろ、これは運用三号の話でも出てきたように、行政側にも一定の周知徹底を怠つたというふうなことがあるんだらうと認めていただきたいと思つております。

ぜひ、今後、夜間学生の無年金障害者の方々に特別障害給付金を支給するなど、何らかの救済を御検討いただけますように、これはお願いをさせていただきます。もう時間ありませんので、もう一つ用意させていただきます。ケアプラザ、これは財団法人労働サポーターセンターが厚労省の委託で運営しているものなんですけれども、遊延性意識障害という問題を取り上げたいんですけれども、この遊延性意識障害のよう

○小坂憲次君 全く弁弁になっていません。しかし、これやっていますと時間がなくなりますので、ちよつと私の主張を言わせていただきたいと思います。

○小坂憲次君 余も、民主党政権の、そして管内閣のこの一年半を振り返りますと、私は、民主党がよく使われる民意で選ばれたという言葉なんですけれども、民意で選ばれたから政権に就いた者は自由に権力を行使できるんだと誤解されているんじゃないですか。

○菅総理は、昨年三月の内閣委員会で、「議会制民主主義というものは期限を切ったあるレベルの独裁を認めることだ」と述べておられます。

○内閣総理大臣(菅直人君) どういう場面であつたかは別として、私が申し上げた趣旨は、例えば大統領、あるいは我が国でいえば市長さんや知事さん、一応四年間というものを期限を切つて、そうした選挙で役割を与えらる。議院内閣制においても、一応衆議院の任期を一つの基準にすれば四年間というものが与えられると、私はそういう意味で、四年間なりあるいは何年間という期限の中でやはり一つの責任と権限を持つて行うべきだと、また行われなければならぬという意味で、あるいはそういう表現を使つたかもしれません。

○小坂憲次君 私は、権力と権限とは異なるものだと思つて居るんです。我々は主権者たる国民の負託を受けて、それぞれ立場でその与えられた権限を行使しているものでありまして、内閣総理大臣の立場も、それは権力者ではなくて、法律を通じて主権者によって与えられた限りある権力、すなわち権限を行使できることだと思つて居る。総理はどのように考えられますか。

○内閣総理大臣(菅直人君) それはそのとおりでありまして、つまり、今の憲法は国民主権ですから、国民が主権者であつて、その国民が選挙で一定のルールの下に国会に権限を与え、その国会が総理大臣を決めるわけでありまして、もちろん最終的権限、権力は国民にある、国民主権こそがまさに我が国の原則だと、そういうふうにとらえておられます。

○小坂憲次君 口ではそうやって、そのときそのときにおつしやるんですけれども、自分たちは権力握つたんだと、政治主導だと、勝手に政策決定して実行しようとするのがあなた方なんです。

○国務大臣(細川律夫君) 今御質問のありました運用三号の件について御説明をしたいと思います。

○菅総理は主権年金の未納救済問題、これどうですか。いわゆる運用三号の厚労省の課長通達、これは違法じゃないですか、厚労大臣。

○御指摘の運用三号につきましては、この三号被保険者という制度は昭和六十一年四月から創設されておりました、その被保険者が届出義務がありまして、届出義務によって受給資格が決まると、こういうことでありますけれども、その届出がされていぬという問題が先般をいたしたところでございます。

○この問題につきましては、元々完全に戻すという事にはなれば、これまでの社保庁の取扱いが三号被保険者という事で取り扱ってきた、そういう経過もありまして、不測の不利益も被ると、こういうことも踏まえて、この三号被保険者という、そういう記号上のことを尊重をしていくと、そういう措置をとつたわけでございます。

○しかし、この問題が、一月一日から施行されるまで、総務省に置かれております年金業務監視委員会の方でもいろいろ御意見も出たらしいので、そして衆議院の方の予備委員会での議論もございまして、そこで、今この三号問題につきましては取扱いは留保しているところでございまして、

○この問題につきましては、総務大臣も御申談、協議もさせていたしまして、早急に法的措置もとらえて対処していただきたいというふうにご考慮しております。

○小坂憲次君 これは重大問題ですよ。あなたの責任は非常に重いですよ。この問題は後で私どもの世帯委員の方からじつくりと質問させていただきます。

○菅総理は法律を飛び越していきなり運用で物事を解決しようとしたり、法律によらずに物事を進めたり、民主党政権を一言で言うならば掛け内閣ですよ。

○あなた方の政権の最大の問題点は、政策に本来あるべき確固たる制度設計がないことですよ。民主党政権の政策には、政策を実現するための企画立案から実現まで、すなわちスタートからゴールまでの道筋が明らかではないんです。余りにもそういうことが多いんですよ。思い付きが政策になつてしまふように、十分な議論もせずに制度を考えたり、それを實現するための法律や、審議や議論を通じて国民の理解を得て、財源を確保して實現を図るといふ統治者としてのなすべきステップも踏まずに運用で物事を解決しようとするから現場は混乱し、そして不安定な制度でぶれて、そして国民が迷惑を被り、国際的な信用が失墜して行くんですよ。

○そればかりか、菅政権あるいは与党内閣からもマニフェストや予算に対する異論が噴出しているじゃないですか。政務官の辞任や会派離脱、そして予算すら反対する者が身内から出るなど、あなた内閣も政党内閣も把握できない、そういう総理大臣ではないですか。

○このように抗治能力のないあなたが日本のトップに居ることは、それ自体、国民にとつて不幸なことだと、直ちに政権を明け渡すか、あるいは解散して信を問うべきだ、私はこのように主張して私の質問を終わります。

○委員長(前田武志君) 関連質問を許します。山本一太君。

○山本一太君 まず、総理に伺いたいと思つて居る。昨日、佐藤ゆう二衆議院議員が民主党を離党する考えを明らかにされました。これについて総理はどう受け止めておられるのか、まず総理にお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅直人君) そういう申出があつたことは大変残念ですが、今幹事長の方でその取扱ひについて検討をさせていただいております。

○山本一太君 この離党について、総理としてどう思っているかということは何つて居るんですか。お答えください。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今申し上げましたように、残念に思つております。

○山本一太君 枝野官房長官は、この佐藤議員の行動は国民から理解されない、遺憾だとおっしゃるんですが、総理も同じようなお考えなんですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は残念に思つて居りますが、その理由等々を余り、直接お会いして話を聞いていないのに余り憶測で物を言うのも問題だと思つたので、何か減税党に入りたいという趣旨のことを言われたというのは報道等で聞いておりますけれども、いずれにしても、民主党として当選された方でありまして、それを離れるのはなかなか国民の皆さんの理解を得にくいのではないかと、私もそう思っています。

○山本一太君 今、総理こうおっしゃいました。民主党の議員なのに離党するのはなかなか国民の理解を得られない。

○それでは、総理、申し上げますが、そこに座つておられる与野経済財政担当大臣、この方が離党して今この内閣に入つて居るといふことについて、これは国民の理解が得られるんでしょうか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は、社会保障、さらには税の一体改革というのには本当に避けて通れない重大な課題だと考えておりました、そういう点で、この問題に最も志を持って取り組んで、しかも大変高い能力を持たれて居る方ということでは、

中間整理と全くそごは生じていません。

○内閣総理大臣(菅直人君) 最終的に六月に一体的に提示をするという途中の段階において先ほど申し上げたことで、今財務大臣からも話がありました。何か矛盾があるとは全く考えておりません。

○林方正君 四月につくったものを見ていただいて、それで一回判断を仰ぐというようにおっしゃったから、違うじゃないですかと。負担の方を言わずにこれだけの社会保障をしますという判断だけでやったらおかしな判断になるから、負担も併せて提示しようというのが藤井報告ですよ。違うじゃないですか、全然。

○国務大臣(野田佳彦君) 社会保障の姿、方向性がないと、それを支える負担がどれくらいになるかというのは決まりません。だから、四月にまず社会保障の姿を出して、それを支える具体的な制度設計を六月にやるということですから、重ねて申し上げますけれども、それはそこではないと思えます。

○林方正君 子ども手当もそうでした。先に配りますという方だけ決めたからこうなっているんじゃないか。どういふことをやるか決めたら、幾ら掛かるか分かるじゃないですか。なぜ一緒に出さないんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 社会保障の安定強化のために社会保障のあるべき姿はつくりまします。その社会保障に、例えば消費税を含む税制抜本改革で、その使途はどこまでにするかというのを含めての制度設計を六月までということ、僅か二か月の間にそんなそごが生じるとは思いません。

○林方正君 それなら、四月に決めた後、それを表に出さず六月に一遍に出せばいいじゃないですか。なぜそごしないんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) まずは社会保障に対する姿、全体像をまとめて、それについて御議論をいただくことも大事です。そこで一口出しておいた上で、最終的な成案は、さつきから申し上げているとおり、その制度設計とそれを支える財源と

財政健全の一体化は六月にまどめるといふことでは。

○林方正君 まさにそこが全然違うんです。幾ら掛かるかを提示せずに議論をするというところが間違っているんですよ。幾ら掛かるかも一緒に出して、メニューには時価じゃなくちゃんと値段を入れていただいて、それで判断してもらわなければならぬって来たんでしょ。ですから、藤井調査会と一緒に出せと書いてあるじゃないですか。なぜそんな歳費を使うんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) だから、六月に一体で出るといふことですから、藤井調査会と全くそごは生じていません。

○林方正君 四月と六月の間にあるのは地方統一選ですから、多分そごいふことかなと思つて聞きましたよ。そういうことをやるから、どんどんどん信頼を失われる。

高橋是清翁は凶弾に倒れましたけれども、非儀のときに、幼児を背に子供の手を引く真だのおかみさん風の人々が多数を占めていた。やっぱ国民は分かっているんですよ、そこを。厳しい財政をやつても、非儀のときにこういう人がみんな来ていた。

総理はどうでしょうか。この間、毎日新聞にはこういうの出ていましたよ。伊達直人と菅直人。伊達直人は子供にランドセルを背負わせ、菅直人は借金を背負わせる。伊達直人は正体を語れない、菅直人は詳細を語れない。もうすつとありますよ。全部読むのは堪えないようなことがネットで飛び交っている。高橋是清と今のあなたとこれだけ国民は違つて思つている。

そのことを踏まえて、今からでも遅くないですから、本当の政治をやつていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○委員長(前田武志君) 関連質疑を許します。世耕弘成君。白山民主党の世耕弘成でございます。今大変問題となっております家庭の主婦の年金

問題について、厚生労働大臣を中心にお伺いをしたいと思つています。

当然、今女性が外で働いて、男性が家事、育児もやるというケースもたくさんあるということも前提として、物事を単純にするためにサラリーマン家庭の専業主婦という整理をさせていた。だいたいと思つて、サラリーマン家庭の専業主婦は年金の掛金を払わなくても将来は年金がもらえるようになっていく。いわゆる自営業の人が一号被保険者、そしてサラリーマン、公務員が二号被保険者というのに比べて、掛金を払わなくていいサラリーマン家庭の専業主婦は三号被保険者という整理になつていく。

しかし、三号被保険者はあくまでもサラリーマン家庭で扶養家族となつていて専業主婦が対象であつて、旦那さんが脱サラして自営業者になつたり、あるいは御自身がパートの収入が増えて扶養家族でなくなつたら、これはちゃんと届出をして一号被保険者となつて、月々一万五千円の年金の掛金の支払が必要になるといふ整理であります。

しかし、旦那さんが脱サラした、あるいは自分の収入が増えて被保険者としての資格を失つているにもかかわらず、手続をしなかつたために三号被保険者のままになつていて、ある人は自分も脱サラして自営業者になつた。この対応策として厚生労働省が昨年十二月十五日付け課長通知で現場に知らせたのがいわゆる三号という新しい制度であります。この制度のまず概要を御説明いただきたいと思つています。

○国務大臣(細川律夫君) 運用三号について概要を御説明申し上げます。

運用三号の取扱いは、実際には第一号被保険者期間であるにもかかわらず第三号被保険者期間とされた不整合記録について、現状の年金記録を尊重し、被保険者の過去の二年分を除き変更しないという措置を講じてございまして、不整合記録が発生したことについては、本人が届出を行わなかつたこと、こういうことに起因するものでありますけれども、届出が行われなかつた場合における旧社会保障庁の取組が徹底せず、こうした記録が正しいものといふことと認められてきたことも踏まえる必要がございまして、そうした中で、従来どおりに過去に全て遡つて根拠で記録を訂正することは、既に受け取られている年金が減少するなど、多くの年金受給者や被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼を損ねることになるところでございまして。

このために、この措置は、多くの方々の年金記録に不整合が生じていることと把握をした以上、これが分かつた以上、可能な限り正しい記録に訂正をしていく必要がある中で、国民の皆様には大きな負担を強いられることのないように運用しようとするものでございまして。

例えば、例えばの例で、二十年前に旦那さんが脱サラして自営業者になつた専業主婦の方というモデルケースでお話をしたいと思います。旦那さんが脱サラしたときにちゃんと届出をして入金は、これまで二十年間、国民年金の掛金を毎月毎月払つてきていたことには変わりません。一方で、今回の運用三号で扱われる人というのはどういう形になるんでしょうか、御説明をいただきたいと思つています。

○國務大臣(細川律夫君) 眞面目にずっと二十年間努めてこられたその人については、現行の国民年金保険法が適用されるわけですから、そのとおり適用されると、こういうことだと思います。

○世耕弘成君 払ってこなかった人は、

○國務大臣(細川律夫君) 払ってこなかった人については、これはその間運用三号が適用されるということで、その間そのとおり三号被保険者であつたということをお前に支払われると、こういうことだと思います。

○世耕弘成君 これ、要するに、二十年間しつかりと払っている人、これ今、月々一万五千円ですから、単純計算すると三百六十万払っているということですが、ところが、今回の運用三号を適用を受けると、一年分払えばいいわけですから、三十大万円払っただけで二十年間国民年金の掛金を払っていたのと同じ扱いを受けるということになるわけです。

これ、不公平じゃありませんか。どうお考えになりましたでしょうか、厚生労働大臣。

○國務大臣(細川律夫君) 確かに御指摘のとおり、このところがございませぬ。ただ、この制度が始まった昭和六十一年、その当時からきちんと社保庁が届出をしてくれというようなことをきちっとやっていたら、これはそういう問題も起こらなかったし、当人も、社保庁の方が三号被保険者として扱ってきたところもあるわけなんです。例えば、最近では、ねんきん特別便あるいはねんきん定期便、そういうものも三号被保険者としてきちっと扱ってきたと、こういうことありまして、それは当人にとつては、自分は三号被保険者だ、こういうふうにも思っていた、そういう方もたくさんおられるわけでありまして、それを、眞実と実態とそれが違っているからといって、これを遡って全て駄目にするということについては御本人にとつては大変だと、とりわけ、裁定されている方、既に受給権者になっている、年金をもらっている方が、それについてその実態と元に戻して、今までもらった年金を返してくれ、あるいはこの先減額す

ると、こういうような扱いにすることは御本人にとつてもこれまで大変な不利益を与え、こういうこととございませぬからそのようにさせていたのだと、こういうこととございませぬ。

○世耕弘成君 今大臣は首意の人であるという前提でお話になりました。この点についてはまた別途お話をしたいと思ひます。また、私も救済策が要らないとは思ひつていませぬ。何らかの救済策は要るだらうと思ひつていませぬ。ただ、これを課税通知でやったのはいいかどうかをまずしっかりと議論をさせていただきたいと思ひつていませぬ。

それで、もう一つ不公平な点がありますよ。運用三号の通知が出たのが昨年の十一月十五日です。じゃ例えば、二十年間手続をしてこなかった人が、この通知が出る前の昨年の十一月に年金を受け取るための手続で窓口へ行つて、あ、あなたこれ三号被保険者じゃありませんよと分かつた場合、この人の扱いはどういふふうになつたんでしょうか。

○國務大臣(細川律夫君) これは現行法が適用されたら、こういうこととありますから、その間、未納期間は未納期間として扱われると、こういうこととございませぬ。

○世耕弘成君 結局、十一月にやつた人は二年分しか払えないんですよ、現行法は二年しか認められませんから。だから、受取金額が大幅に、十八年分は消えてしまつて、二年分しか払えない。下手したら、二十五年の受給資格も満たさなくなつて、年金そのものももらえなくなる可能性がある。一方で、その二か月後の一月に手続した人は運用三号が適用されて二年分払えば年金が全部もらえるようになる。これ、不公平だと思ひませぬか。大臣、どうでしょう。

○國務大臣(細川律夫君) 確かにそういう点はございませぬ。ただ現場での扱いが、現場での扱いが現行法でちゃんと実態に基づいてそれを訂正すると、未納期間は未納期間できちっと計算をする、と、こういうふうなことをやつた人と、そうでなく三号被保険者として記録に記載されているその

とおり扱つたという方も多おられると、こういうこととありまして、そういうこともひとつ考えていただきたいというふうにも思ひます。

○世耕弘成君 とても納得できる不公平ではないということだと思ひます。

もう一つ、先ほどから大臣も二年間は払えるとおつしやつていませぬ。報道でも二年払えばという報道もされていませぬ。これ、二年払えば残りの期間全部もらえるということですか。それとも、二年払わなくてもいいということですか。どちらなんですか。

○國務大臣(細川律夫君) 二年払うということでは、現行法は遡って保険料を請求できるのは二年間になっております。それ以前は請求できないんです、法律上。そういうことになっておりますから、二年間は払ってもらつて。それ以前については記録上の三号被保険者を尊重すると、こういうことに決めたわけでありまして、その二年間を払わなければそれは二年間は未納期間となるということとございませぬ。

○世耕弘成君 今の質問の趣旨が分かつていない。もうちょっと分かりやすく、いませぬ。じゃ、二十年間全く三号被保険者のままで掛金を払ってこなかった人が窓口へ行つた。あなた、二十年間分完全に抜けていませぬと、取りあえず二年分払ってください、そうすれば二十年戻しますよと、言つたら、その人が聞き直つて、二年分払いたくないと、その代わりその前の十八年分は下さいと、言われたらもらえるんですか。どうでしょう。

○國務大臣(細川律夫君) 窓口へ来られたというの、これまでの現行法の……
○世耕弘成君 運用三号。
○國務大臣(細川律夫君) 運用三号ですか。運用三号は二年間払わなければこれは未納期間になると、こういうこととございませぬ。それ以前は表面上記載どおり扱つと、こういうこととございませぬ。
○世耕弘成君 いや、運用三号の通知を讀む限り、そうは読めませぬよ。二年間は払えるだけで

あつて、二年間払わなくともその二年以上の分はもらえるはずですよ。年金が掛かつていたという推定になるはずですよ。これ、大塚副大臣の方が詳しいかも分らない。大塚副大臣、答えてくださいよ。(発言する者あり) じゃ、大臣に教えて答えてください。

○國務大臣(細川律夫君) 二年間については義務ではありませぬから、二年間遡れると、こういうこととございませぬ。ただ、年金事務所の方は、二年間は払ってくださいと、これはどうと思ひますよ。だから、それ以前はちゃんとそれは、先ほど申し上げましたように、表面上三号被保険者としてもらえる、と、こういうこととございませぬ。

○世耕弘成君 これね、テレビを御覧の皆さん、大変な不公平ですよ。二年分払わなさいという報道とか我々の言つてきたこととは違つて、二年分は払わなくてももらえるんです、二年間遡つてやつたら。例えば三十年ずつと未納でいた人は一年分だけ払えば残りの期間全部もらえるんですよ。

これ本当におかしな制度だと思ひませぬか。せめてここだけでも改正すべきだと思ひますが、いかがでしょう。

○國務大臣(細川律夫君) 委員が御指摘になりましたように、これは不公平ではないかと、こういう御指摘でございます。
これは、衆議院の方の予算委員会でもそういう御指摘もございました。また、総務省の方の年金業務監視委員会、ここの議論でそのような意見も出ました。
私も、そういう眞面目に払つてきた人との比較では、これは考慮しなさい、公平性をきちっと考慮しなければいけません。それは委員の御指摘のとおり、そのことも考えなければ。しかし、また一方で、社保庁の方が三号被保険者としてそれが正しいというふうな形で取り扱つてきたということで、そのことについて当人がそれを信頼しているということもありまして、そのこともまた考えていかなければならないという、そういう